

## ベビーカー利用の円滑化に向けた取り組み

### 1. これまでの取組について

ベビーカー協議会とりまとめ（平成 26 年 3 月）の「IV 今後の普及・啓発」に基づき、各関係者と連携しつつ、以下の取組を実施してきたところである。

- 駅や車内などでのポスターの掲示やチラシの配布
- 鉄道やバス車両などへのベビーカーマークの掲出
- ホームページやアナウンスなどによる取組の周知
- イベント、フェアなどでのポスターの掲示やチラシの配布 等

認知度を調べたところ、ベビーカーマークの意味を知っていた者は、3 割程度にとどまり、「ベビーカーマークを見たことがあり、意味まで知っていた」者は、下記（（）書きの数値）のとおりであった。この認知度は、平成 27 年 3 月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」に設定された 50%という目標値を達成していないことから、認知度の向上に向け、継続的に取組を実施する必要がある。

- 内閣府世論調査
  - ・平成 27 年 12 月実施 **34.5%** (24.9%)
- 国土交通省インターネットモニターアンケート調査
  - ・平成 28 年 2 月実施 **32.2%** (17.0%)
  - ・平成 28 年 9 月実施 **31.1%** (17.4%)
  - ・平成 29 年 9 月実施 **31.2%** (16.6%)
  - ・平成 30 年 9 月実施 **34.3%** (19.3%)
  - ・令和元年 11 月実施 **38.7%** (22.3%)

＜参考＞ ベビーカー協議会とりまとめ（H26. 3. 26公表）（抜粋）

P 3 0

#### IV. 今後の普及・啓発

##### 1. 関係者の役割

本協議会で作成した「ベビーカー利用にあたってのお願い」を実効性のあるものとするためには、ベビーカー一使用者や周囲の方に対して、この「ベビーカーの安全な使用」及び「ベビーカー利用への理解・配慮」の内容を十分に周知し、浸透させていくことが極めて重要である。

このため、本協議会の構成員である国や交通事業者・施設管理者、ベビーカーメーカーは、広く国民やそれぞれが提供するサービスを利用する者に対し、広報・周知活動を行う。

さらに、子育て団体等その他の協議会構成員についても、広く普及啓発活動等を行うよう努める。

具体的には、以下のような取り組みを進める。

①国

- ・ イベント等の開催（バリアフリー教室の活用 等）
- ・ ポスターの掲示やチラシの配布について、関係省庁を通じた所管団体への協力依頼（流通業界、福祉・子育て関係団体 等）

②交通事業者

- ・ 駅や車内などでのポスターの掲示やチラシの配布
- ・ 鉄道やバス車両などへのベビーカーマークの掲出
- ・ HPやアナウンスなどによる上記取り組みの周知

③施設管理者

- ・ 施設でのポスターの掲示やチラシの配布
- ・ エレベーターなどへのベビーカーマークの掲出
- ・ HPやアナウンスなどによる上記取り組みの周知

④ベビーカーメーカー

- ・ 製品の取扱説明書の（必要に応じた）見直し
- ・ 販売店等を通じたチラシの配布
- ・ イベント、フェアなどでのポスターの掲示やチラシの配布
- ・ HPなどによる上記取り組みの周知

⑤子育て団体

- ・ 関係者の理解や協力によるポスターの掲示やチラシの配布
- ・ キャンペーンの実施やイベントの開催等への協力
- ・ HPなどによる上記取り組みの周知

上記関係者の取り組みについては、継続的に実施することが求められるため、来年度以降も本協議会を存続させ、取り組み状況について定期的にフォローアップすることや、広報・周知活動を続けていくこととする。

## 2. 「国土交通省行政インターネットモニター」アンケート調査（令和元年実施）について

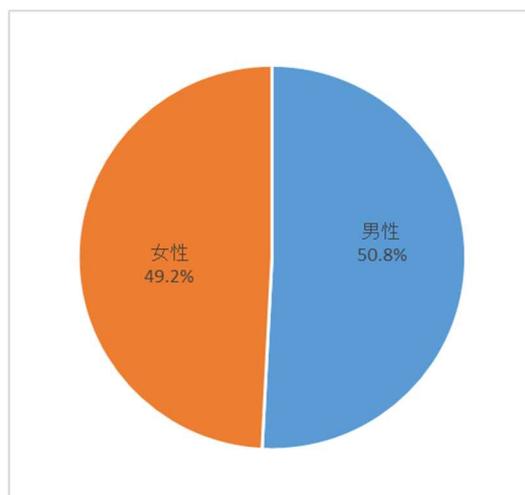
実施期間：令和元年11月8日（金）～令和元年11月22日（金）

有効回答数：923名

回答率：85.86%

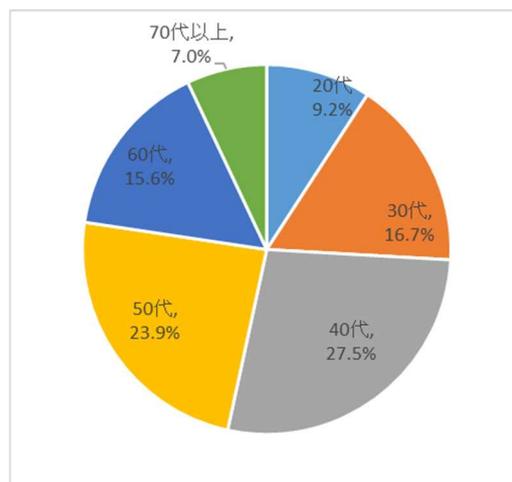
### ■モニター回答者の属性

男女比率 性別	回答数（名）
男性	469
女性	454
合計	923



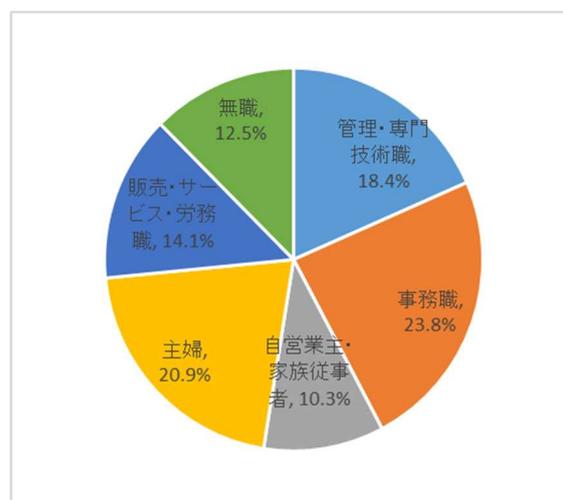
・年代別比率

年代	回答数 (名)
20代	85
30代	154
40代	254
50代	221
60代	144
70代以上	65
合計	923



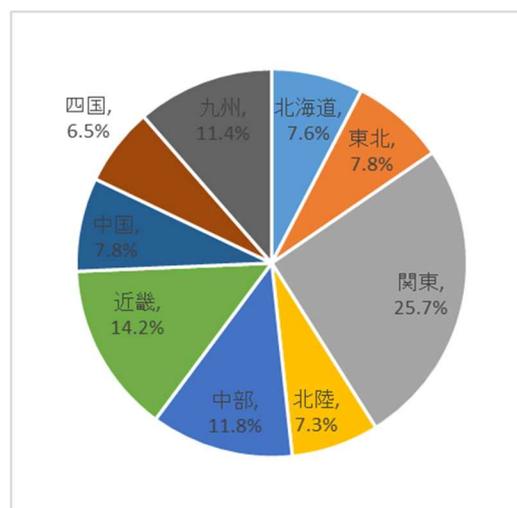
・職業別比率

職種	回答数 (名)
管理・専門技術職	170
事務職	220
自営業主・家族従事者	95
主婦	193
販売・サービス・労務職	130
無職	115
合計	923



・地域別比率

地域	回答数 (名)
北海道	70
東北	72
関東	237
北陸	67
中部	109
近畿	131
中国	72
四国	60
九州	105
合計	923



※本調査の地域別のブロック定義は次のとおり。

北海道：北海道

東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

北陸：新潟県、富山県、石川県

中部：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

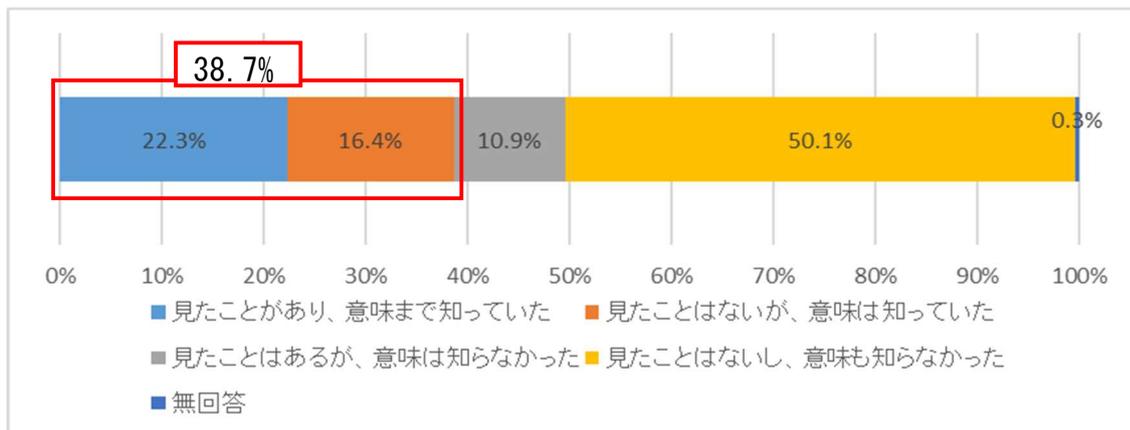
中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

問. あなたは、「ベビーカーマーク」を知っていましたか。N=923

	回答数 (名)
見たことがあり、意味まで知っていた	206
見たことはないが、意味は知っていた	151
見たことはあるが、意味は知らなかった	101
見たことはないし、意味も知らなかった (問. 12 へお進み下さい)	462
無回答	3



### 3. 令和2年度の実施について

これまでの取組を踏まえ、令和2年度も継続的に取組を実施することとし、協議会構成員の積極的なご協力をお願いしたい。

- (1) ベビーカーキャンペーンを実施する (5月)。
- (2) 従来から実施している公共施設や公共交通機関等でのポスター (別紙) の掲示やチラシの配布、デジタルサイネージでの啓発、ベビーカーマークの掲出などの取組について引き続き実施する。
- (3) 普及・啓発活動の取組として、以下の事項について引き続き実施する。
  - ①官邸メールマガジンへの掲載
  - ②首相官邸 LINE への掲載
  - ③国土交通省公式ツイッターへの掲載
  - ④バリアフリー教室等におけるベビーカー利用及びベビーカーマークの普及・啓発
  - ⑤商業施設との連携の強化 (ポスター掲示の拡充 等)
- (4) 内閣府世論調査の実施。